

告 示

埼玉県告示第千八十二号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、オリックス資源循環株式会社から寄居町の区域内において行われる彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和二年十月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 関係地域が所在する市町村

寄居町、深谷市、小川町、東秩父村

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県北部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

寄居町生活環境エコタウン課

深谷市環境課

小川町環境農林課

東秩父村保健衛生課

ロ 期間

令和二年十月二日（金）から令和二年十一月二日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）